

文例（内縁の配偶者やその者との間に子がいる場合）

①内縁の配偶者（相続人がいない場合）

第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、内縁の妻〇〇〇〇（生年月日 住所）に、包括して遺贈する。

第2条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

｜内縁の妻には「遺贈する」

内縁の配偶者とは、婚姻届を出していない夫婦の一方をいいます。事実上婚姻関係のある夫婦と変わらない生活を送っていたとしても、内縁の配偶者には相続権がありません。

内縁の妻に財産を残してあげたい場合は、必ず遺言を作成しましょう。遺言者に相続人がいないとしても、遺言がなければ、内縁の配偶者に財産がいきませんので、「遺贈」で財産を残してあげましょう。なお、遺言者に相続人がいない場合は、遺留分に配慮する必要もありませんので、上記のように一切の財産を遺贈しても差し支えないでしょう。

｜包括遺贈の注意点

上記のように遺産の全部または一部を、割合をもって示し、対象とする譲与を包括遺贈といいます。包括遺贈の場合、包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有することになり、例えば遺言者に負債がある場合は、負債も包括受遺者が引き継ぐこととなりますので、その点は注意しましょう。念のために、遺言執行者を指定しておきましょう。

文例（内縁の配偶者やその者との間に子がいる場合）

②内縁の配偶者（相続人がいる場合）

第1条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種 類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇

第2条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、二男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種 類 定期預金
口座番号 〇〇〇〇〇

第3条 遺言者は、遺言者名義の次の預貯金を、遺言者の内縁の妻〇〇〇〇（生年月日 住所）に、遺贈する。

1 金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種 類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇

2 金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種 類 定期貯金
口座番号 〇〇〇〇〇

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

┃内縁の妻には「遺贈する」

内縁の配偶者とは、婚姻届を出していない夫婦の一方をいいます。事実上婚姻関係のある夫婦と変わらない生活を送っていたとしても、内縁の配偶者には相続権がありません。内縁の妻に財産を残してあげたい場合は、必ず遺言を作成しましょう。

┃遺留分に注意 特定遺贈&遺言執行者の指定

遺言者に相続人もいる場合は、内縁の配偶者と相続人との間で争いが生じないように、相続人の遺留分を侵害しない範囲内で、具体的な財産の指定をした上で特定遺贈することをお勧めします。そして必ず遺言執行者を指定しておきましょう。

文例（内縁の配偶者やその者との間に子がいる場合）

③内縁の配偶者との間の子（認知する場合）

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

1 預貯金

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇
名義人 遺言者

2 第3条に記載する財産を除く遺言者の有する一切の財産

第2条 遺言者は、次の者を認知する。

本籍 東京都〇〇区〇〇・・・
氏名 〇〇〇〇
筆頭者 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

第3条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、前条で認知した子〇〇〇〇に相続させる。

現金〇〇〇万円

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 東京都〇〇区〇〇・・・
職業 〇〇〇
氏名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

｜「相続させる」には認知が必要

内縁の配偶者との間の子は、認知をしていなければ、その子は相続人とはなりませんので、「相続させる」ことはできません。認知とは、父または母がその婚姻外の子を自分の子と認めて法律上親子関係を生じさせる行為です。認知は、生前行為（届出）でもできますが、遺言によってもできます。成年に達した子を認知する場合は本人の承諾、胎児の場合は母親の承諾が必要です。認知をされた子は、出生のときに遡って非嫡出子となり、遺言者の相続権を取得します。

｜相続分&遺留分に注意

認知された子は非嫡出子の身分を取得し、相続分は嫡出子の2分の1になります。遺言で相続分の指定がなければ、法定相続分とおりの遺産分割となりますので、非嫡出子の相続分は嫡出子の2分の1になります。遺言によって嫡出子と同じ割合、または嫡出子より多くの割合で財産を相続させることも可能ですが、相続人間の争いを避けるには、法定相続分に近い割合で相

続分を指定するのが理想的です。どうしても非嫡出子も嫡出子も関係なく相続分を指定したい場合でも、遺留分が侵害していないかどうかだけは、必ず注意しましょう。

｜遺言執行者の指定

遺言認知は、遺言者の死亡と同時にその効果を生じ、必ず遺言執行者が、その就任の日から10日以内に、認知に関する遺言の謄本を添付して、市区町村長に認知の届出をする必要があります。よって、遺言で認知を行う場合は、合わせて遺言執行者を指定しておく必要があります。認知には法的知識が必要な場合がありますし、通常非嫡出子がいる場合はトラブルになるケースが多いですので、弁護士などの専門家にしておく手続きが円滑に進むでしょう。

文例（内縁の配偶者やその者との間に子がいる場合）

④内縁の配偶者との間の子（認知しない場合）

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

1 預貯金

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店

種類 普通預金

口座番号 〇〇〇〇〇

名義人 遺言者

2 第2条に記載する財産を除く遺言者が有する一切の財産

第2条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、〇〇〇〇（生年月日 住所）に遺贈する。

現金〇〇〇万円

第3条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 東京都〇〇区〇〇・・・

職業 〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

｜遺留分に注意 遺言執行者の指定

内縁の配偶者との間の子は認知をしなくとも、遺言で遺贈することで財産を残すことは可能です。その場合は「相続させる」ではなく「遺贈する」という文言になります。

遺言者に相続人もいる場合は、受遺者と相続人との間で争いが生じないように、相続人の遺留分を侵害しない範囲内で遺贈することをお勧めします。特に、受遺者が内縁の配偶者など、相続人と対立する立場にある場合は、承継させる財産は慎重に決め、必ず遺言執行者を指定しておきましょう。遺言執行者は弁護士などの専門家にしておくとう手続きが円滑に進むでしょう。